

○東北福祉大学情報公開規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人梅檀学園東北福祉大学（以下「本学」という。）が保有する情報（以下「法人文書」という。）を積極的に公開することによって、本学の教育機関としての公共性及び社会的責任を明確にすることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、法人文書とは、本学の理事、評議員、教職員が職務上作成し、又は取得した文書及び電磁的記録であって組織的に用いるものとして本学が保存しているものをいう。ただし、歴史的又は文化的な資料、若しくは学術研究用の資料として特別の管理がされているものは除く。

(開示請求権)

第 3 条 何人もこの規程の定めるところにより、本学に対し本学が保有する法人文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続き)

第 4 条 前条により開示請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 開示請求者の氏名及び住所、並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名及び主たる事務所の住所
- (2) 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項

(開示義務・不開示文書)

第 5 条 本学は、次の各号に該当する場合を除き、開示請求者に対し法人文書を開示しなければならない。

- (1) 本学個人情報保護規程第 2 条で規定する個人情報
- (2) 本学個人情報保護規程第 2 条で規定する個人情報には該当しないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報
- (3) 公にすることにより、本学又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある情報
- (4) 本学の要求を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもので、公にし

ないことが合理的と認められるもの

- (5) 本学内部の審議、諮問、協議機関に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報
(開示決定・不開示決定)

第6条 本学学長（以下「学長」という。）は、開示請求に対して、開示請求があった日から原則として30日以内に開示決定又は不開示決定等決定の結果を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に定める期間を30日以内に限り延長することができる。

(異議申立)

第7条 本学の情報開示に係る決定に不服がある者は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書で異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立てがあったときは、学長は、原則として別に設置する本学情報公開委員会、又は本学個人情報保護委員会に諮問しなければならない。
- 3 学長は、前項の審議の結果に基づき決定を行い、異議申立人に対して文書で通知しなければならない。

(開示方法)

第8条 本学における法人文書の開示は、本学が定める場所での閲覧、又は写しの交付（電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は交付）により行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。